



2018年6月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 邦 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 北 村 清 士
(コード番号 8346 東証第一部)
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 高 野 真 司
T E L (024)523-3131 (代表)

「内部統制に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

東邦銀行（頭取 北村 清士）は、2018年6月22日開催の取締役会において、「内部統制に関する基本方針」の一部改訂を決議いたしましたので、改訂後の内容を下記のとおりお知らせいたします。

記

内部統制に関する基本方針

当行は、当行の企業理念に基づき、地域社会やお客さまからの揺るぎない信頼を確立するため、内部統制にかかる基本方針を明確にし、当行およびその子会社から成る企業集団における更なる業務の健全性・適切性の向上を目指す態勢を整備する。

1. 当行の法令等遵守態勢

- (1) 取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役および全従業員等がこれを遵守する。
- (2) 取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図る。加えて、コンプライアンス担当役員を委員長とする「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェック及び管理等の審議結果について報告を受ける。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置する。
- (3) コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェック及び管理等を行うとともに、各本店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行う。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社を含めた全従業員等に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講ずる。
- (4) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- (5) 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう保存・管理する。

3. 当行のリスク管理態勢

- (1) 取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定める。加えて「業務継続計画」および「危機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努める。
- (2) 取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受ける。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告する。
- (3) 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

4. 当行の職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築する。

- (1) 取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- (2) 取締役会は、中期経営計画や年度基本方針、年度および半期予算等を策定するとともに、「常務会」や「経営戦略策定・実行委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施策を機動的に策定する。
- (3) 取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告する。

5. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

- (1) 当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「グループ会社管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築する。
- (2) 当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保していく。
- (3) 内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- (4) 当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備する。

6. 監査等委員会の職務の補助に関する態勢

- (1) 監査等委員会の事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助する。監査等委員会は、上記専属のスタッフに業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた専属のスタッフは当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指示命令を受けないものとする。
- (2) 当該スタッフの人事に関しては、監査等委員会と人事部門の担当取締役と意見交換を行うなどにより、監査等委員会の職務の補助態勢維持に努める。

7. 監査等委員会への報告態勢

- (1) 監査等委員会は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について当行およびその子会社の取締役および全従業員等（当行の監査等委員である取締役を除く。）から報告を受ける。また、監査等委員は、取締役会・常務会・各種委員会など重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受ける。
- (2) 監査等委員会は、当行およびその子会社の公益通報者保護の窓口であるコンプライアンス統括部門より、公益通報にかかる内容報告を受ける。
- (3) 当行およびその子会社は、前記（1）（2）の報告を行った取締役および全従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。

8. 監査等委員会監査の実効性確保

- (1) 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会は内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換するほか、内部監査の結果等の報告を受ける。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努める。
- (3) 監査等委員会又は監査等委員の職務の執行について生ずる必要な諸費用については、予算を措置する。

以 上